

郡山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

郡山市長 椎根 健雄

郡山市規則第12号

郡山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市営住宅条例施行規則（平成10年郡山市規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第16条関係）			別表（第16条関係）		
市営住宅の名称	住宅構造	利便性係数	市営住宅の名称	住宅構造	利便性係数
(略)			(略)		
希望ヶ丘市営住宅	木造	<u>0.89</u>	希望ヶ丘市営住宅	木造	<u>0.88</u>
	中層耐火（A棟及びB棟を除く。）及び高層	<u>0.97</u>		中層耐火（A棟及びB棟を除く。）及び高層	<u>0.96</u>
	中層耐火（A棟及びB棟を除く。）及び高層 （市で浴槽及び給湯設備を設置する場合）	<u>1.05</u>		中層耐火（A棟及びB棟を除く。）及び高層 （市で浴槽及び給湯設備を設置する場合）	<u>1.04</u>
	中層耐火（A棟及びB棟）	<u>1.01</u>		中層耐火（A棟及びB棟）	<u>1.00</u>
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。